

鳥取県告示第 482 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 8 月 13 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 6 月 13 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とっとり未来
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂口 愛子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目 620-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、就労を支援し自主自立の実現に寄与する事業を行い、もって障害者の社会参加及び福祉の向上に資することを目的とする。